小學國史

卷一

30443
教科書文庫
3
210
32-1906
25000
28364

積善館文庫
山縣蓊之
小

小學國史卷一目次

第一課 天照大神	一	第十二課 文武天皇	四十四
第二課 天孫降臨	四	第十三課 和氣清麻呂	四十六
第三課 神武天皇	七	第十四課 桓武天皇	五十二
第四課 崇神天皇 垂仁天皇	十一	第十五課 景清及空海	五十六
第五課 日本武尊	十六	第十六課 藤原氏の攝政關白	五十八
第六課 神功皇后	二十二	第十七課 菅原道眞	六十一
第七課 仁德天皇	二十六	第十八課 天慶の亂	六十四
第八課 佛教の傳來	二十九	第十九課 藤原道長	六十六
第九課 聖德太子	三十二	第二十課 前九年の役	七十
第十課 天智天皇	三十五		
第十一課 三韓の叛服	四十一		

登録番号 28364
分 37593
類 19
東京大學圖書之印

緒言

一、本書ハ、明治三十三年八月十八日公布、文部省令及同年同月二十一日制定、小學校令施行規則ニ準據シ、修業年限四箇年ノ高等小學校歷史科ノ教科書ニ充テンガ爲ニ編纂シタルモノナリ。

一、本書ノ編次ハ、主トシテ繫說ノ體ヲ用ヰタリ。コレ教育學理ノ指示スル所ト、多數教育家ノ實驗セシ所トニ據レルナリ。

一、本書挿入ノ圖畫ハ、一ニ考據精確ナルモノヲ擇ビ、苟クモ想像ヲ加ヘズ、以テ生徒ノ確實ナル理

會ヲ助ケンコトヲ期シタリ。

一、本書記載事實ノ正確ナルハ勿論、其ノ行文ノ如キ、尊簡易明暢ヲ旨トシタリ。

小學國史巻一

第一課　天照大神

世に「伊勢まゐり」とて、人々のうちつれまうづる伊勢の大神宮は、わが　天皇陛下の遠き御先祖にましますり奉れる御宮なり。

大神、御德、極めて、高く、高天原を治め、田を耕して、穀物をとり、蠶を養ひて、絹をおり、安らかに、世をわたる道を、人民に教へ給ひき。

伊勢の大神宮

然るに、大神の御弟素戔嗚尊は、あらく〳〵しき行のみ多く、屢、大神をくるしめ奉りしかば、大神は遂に、天石窟に入り給ひ、その戸をとぢて、出で給はざりき。

かくて、世の中は、眞の闇となり果てければ、諸の神たち、大に、これを憂へ、相會して、さまく〳〵に評議したる上、八咫鏡・八阪瓊勾玉などをつくり、榊をぬきもてきて、その枝にかけ、これを石窟の前に供へ、歌ひつ舞ひつして祈り申したり。

大神は、戸を細目にあけて、之をうかゞひ見たまひしに、かねて、戸のわきに待ち奉れる手力雄命、大神の御手をとりて、出し奉

りぬ。こゝに於て、天地忽、もとの如く、あかるくなれり。

素戔嗚尊は、この罪により、高天原を逐はれ、遂に、出雲國にいたり、簸の川上にて、八岐の大蛇を平げ、天叢雲劍を得て、これを、大神に獻じたまへり。この劍と、八咫鏡と、八阪瓊勾玉とをあはせて、三種の神器といふ。

第三課　天孫降臨

素戔嗚尊の御子大國主命は、武勇すぐれし御方なり。父尊につぎて、出雲に居たまひ、順はぬものどもを討ち平げ、川をさらへ、溝をほり、田畑をひらきなどして、よくその地方を治めたまひき。

こゝに、天照大神は、大神の御子孫を此の國の君となさんとし給ひ、まづ御使を出雲につかはして、國土をたてまつるべき旨を傳へさせ給ひしに、大國主命、謹みて詔を奉じ、遂に、自、杵築宮に退隱せり。此の宮は、

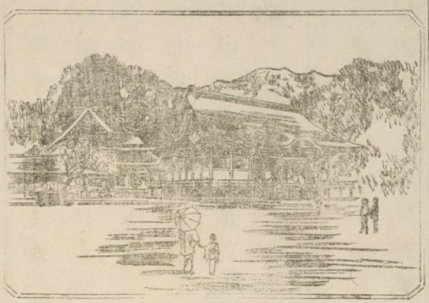

出雲大社

即、出雲の大社なり。

大神、乃、此の國を御孫瓊々杵尊にたまひ「皇位は、天地とともに、きはまりなかるべし」と、のたまひ、かつ、御手づから、三種の神器を授けて「此の鏡を視ること、われを視るが如くし、床を共にし、殿を同じくしてまつるべし」と、つげたまひぬ。

こゝに於て、天孫は、諸の神たちをしたがへ、日向國高千穗峰に天降りましく、て、世を治め給ひき。これより、天孫の御子孫、世々相つぎ、神器を奉じて、天位にのぼり給ふ。

第三課　神武天皇

毎年二月十一日は紀元節といふ。この日は、人皇第一代　神武天皇の、始めて御位に

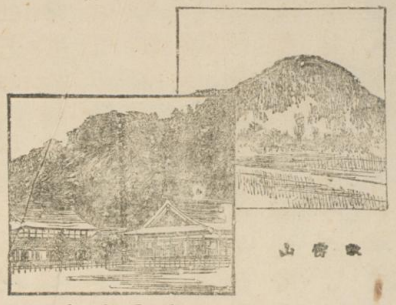

即き給ひし吉日なれば、これを祝ひ奉るなり。

天皇は、天照大神五世の御孫なり。初め、日向におはせしが、東方いまだ治らずして、人民、互にあらそひ居るよしをきこしめして、之をしづめたまはんため、かつは東方によき國をえらび、其處にみやこして、全國を治め給はんがために、軍勢をひきゐ、九州より中國に向ひ、攝津河内をへて、大和に入らんとし給へり。

大和には、あるもの數多居りしが、中にも長髓彦といふもの、勢最強く、天皇の御軍のいたれる由をきゝて、これを拒ぎければ、天皇は、途をかへて、紀伊より、更に大和に

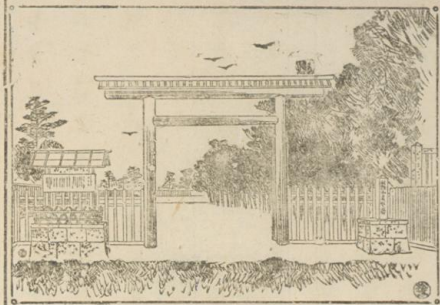

畝傍御陵

入り、長髓彦及、其の他の賊をも平げたまひ、終に大和國橿原宮にて、御位に即き給へり。この年は、わが大日本帝國の紀元元年にして、ことし明治三十三年をさること實に二千五百六十年なり。

天皇は、かゝる大業を成して、大に我が帝國のもとゐを定め給ひ、御在位七十六年にして、かくれ給ひぬ。御陵は、大和國畝傍山の東北にあり。四月三日の神武天皇祭は、即、この御陵の御祭なり。

第四課　崇神天皇　垂仁天皇

第十代　崇神天皇は、あつく神々をあがめ給ひ、治國の御志、いと深かりき。

これまで、三種の神器は、天照大神のおほせのまゝに、これを宮中に置き奉りしが、天皇は、かくては、神威をけがさんおそれありとて、別に鏡・劍を模造せしめて、勾玉とともに、之を宮中にとゞめ、神授の鏡・劍をば大和の笠縫邑にうつしまつりたまへり。かくて、第十一代　垂仁天皇の御時に至り、更に之を伊勢の五十鈴川上にうつしまつられき。即、今の伊勢の内宮なり。

この頃、遠き國々には、いまだ御威光に從はざるもの多かりければ、崇神天皇は、皇族のかたゞを四方に遣はして、之を伐たしめ給ひき。四道將軍とは、これなり。

天皇、民をあはれみ給ふこと深く、諸國に船を造らしめて、運輸の便を開き、多く池溝を掘らしめて、水利を便にし、農業をすゝめ給ふことも、よく行きとゞきければ、國内富みさかえて、民皆、天皇の御恩德を仰ぎ奉

垂仁天皇の御陵

りたり。

垂仁天皇は、また、御心を民業にとゞめ給ひ、諸國に令して、池溝を開かしめられしこと、八百餘所に及べりといふ。

むかしは、殉死として、貴人死する時は、その近臣をば、ともにうづむる習ありき。

天皇、大に之をあはれみ給ひ、詔して殉死を禁じ、かの相撲の元祖とよばるゝ野見宿禰の考によりて、生人に代ふるに、土偶を以てし

古代の遺物

給へり。この土偶は、即、埴輪なり。埴輪には、人形の外、馬鳥など、いろ〳〵の形あり。今も、をり〳〵、古き塚より掘り出さる。

第五課　日本武尊

第十二代　景行天皇の皇子に、小碓尊と申す御方おはしましき。たけ高く、力強くして、御心、いさましくおはせしが、御年十六の時筑紫の熊襲をむきしかば、天皇は、この皇子に命じて、之を討たしめ給へり。

皇子、筑紫に下りて、ひそかに、熊襲のよーすをうかゞひ給ひしに、をりしも、そのかしら川上梟帥の家に、祝ひごとありしかば、皇子は、少女のすがたとなり、其の座にしのび入り、梟帥が醉ひふしたるをうかゞひ、かくしもちたる劍をぬきはなちて、その胸を、力のかぎりつき給ふ。梟帥、大に、皇子の武勇に感じ、苦しき息の下より、われ、未、かくも、雄々しき人を見ず。われは、賤しきものながら、よ

日本武尊川上梟帥を刺し給ふ

き御名を奉らん。今より日本武とよばせ給へ」といひ終へて、うせぬ。此の御名ことに、まことに、よく、皇子の武勇を、たゝへ得たりといふべけれ。

皇子は、なほ、途すがら、諸賊をうち平げて、歸り給ひしが、間もなく、東國の蝦夷、また、そむきければ、天皇、再、皇子に命じて、これを討たしめ給ひき。皇子、仰をかうむり、まづ、伊勢に至りて、神宮を拜し、御叔母倭姫命より、叢雲劍と、火打袋とを受け、進みて、駿河に至り給ひし時、その地の賊ども、皇子を、廣き野原に誘ひ、火をつけて、燒き殺し奉らんとせしかば、皇子、神劍をぬきて、あたりの草をなぎはらひ、火打を以

て、向ひ火をつけ、却りて、賊を燒き殺し給へり。これより叢雲劍を、草薙劍といひ、尾張の熱田神宮に祀れり。

皇子は、それより、相模に至り、御船にて、上總にわたり、遂に、進みて、蝦夷の境にまで至り給へば、蝦夷等、みな、皇子の威勢におそれて降りぬ。皇子、東國を平げ、歸りて近江にいたり、病を得給ひしかば、とりこを神宮に獻じ、部將をして、事のよしを　天皇に奏せし

め、つひに、伊勢の、能褒野に薨じ給へり。御年三十二なりき。

皇子、東西の諸國を平げて、ひろく、朝廷の恩威をしきたまひ、御いさを、多かりしを以て、　天皇、深く、これを、をしみ給ひき。

かくて、西も東も平ぎぬれば、　天皇は、諸皇子を分ちて、諸地方を治めしめ、次代　成務天皇に至り、國・縣の界を正し、國造・縣主等を定めて、大に、地方の政をとゝのへ給ひき。

第六課　神功皇后

第十四代　仲哀天皇の御代に、熊襲、また、そむけり。天皇、皇后とともに、いでまして、征伐したまひしが、未、平ぐに至らずして、崩じ給ひぬ。

皇后は、御氣象、ことに、雄々しくおはしましければ、大臣武内宿禰とはかり、まづ、新羅を征したまへり。新羅は、今の韓國の東南部にありし國なり。

韓國地圖　武内宿禰

この頃韓國は、新羅・百濟・高麗、及、任那の四國に分れ居たり。任那は、崇神天皇の御代

に、既に、我が國にしたがひたりしが、新羅は、わが國に最近く、熊襲を助けたるも此の國なれば、皇后は、まづ、之を征し給はんとて、親ら、兵を率ゐて、新羅に押しよせ給へり。

我が船の彼の地につくや、新羅王、大におそれて降參し、永く日本の屬國となり、毎年、金銀・織物の類を、船八十艘につみて奉らんと約し、かつ「日、更に西に出で、鴨綠江、逆に流れ、河の石、昇りて星となりぬとも、このちかひをやぶらじ」とぞ、ちかひける。後ほどなく百濟・高麗の二國も、來り附きければ、皇后、役人を其の國にとゞめて、軍をかへし給ひぬ。かくて、熊襲もおのづから平ぎぬ。皇后は、即、神功皇后なり。

これより、韓國との交通開け、第十五代應神天皇の御代には、百濟より王仁といふ學者來りて、論語と千字文とを奉りたり。その他、なほ裁縫・機織・鍛冶・建築等に通ぜるも

のも、おひ〳〵渡り來りぬ。

第七課　仁德天皇

第十六代　仁德天皇は、應神天皇の御子なり。天皇、御めぐみ深くましく、ある時、高き臺にのぼりて、四方をうちながめ給ひしに、烟たえておこらず。つく〳〵御心におぼしめすよ、これ民の貧しくして、家に炊ぐものなければならんと、こと〳〵く、みつぎものをゆるし給ひ、宮殿はあれはてゝ、

仁德天皇高臺よりゑ望し給ふ

雨露をもしのぎかねたれど、更にいとはせ給はず。數年をへて、また高臺にのぼり、はじめの如く、四方をうちながめ給ひしに、このたびは、烟さかんにたち居たりしかば、われ、

はや富めり」とて、喜び給ふことかぎりなし。その後、民のこひにより、はじめて、宮殿をつくらしめ給ひぬ。

高どのに、のぼりて見れば、天のした、四方に烟りて、今ぞとみぬる。

とは、この時の御事をよみたる歌なり。

天皇、民をあはれみたまふこと、かほどに深かりければ、千年の後の今日まで、ありがたきためしにひきたてまつるも、實にいはれあることにこそ。

第八課　佛教の傳來

漢學の渡來してより、二百數十年を經、第二十九代　欽明天皇の御代に至り、百濟より、佛教入り來りぬ。佛教は、印度におこりたる教にて、はやく支那に入り、支那より、更に、韓土に傳はりたるものなり。

天皇、群臣を召して、佛を禮拜することの可否を問ひたまひしに、議論二つにわかれ、

大臣蘇我稻目は、これを可とし、大連物部尾輿等は、これを否とせり。

蘇我氏は、武内宿禰の後なり。武内宿禰は、皇族の御ちすぢにて、景行天皇以下五代の天皇につかへ奉り、忠義ならびなかりき。さればその子孫たる蘇我氏は、自重く用ゐられて、朝廷の重職たる大臣の職に在りしなり。

物部氏は、神武天皇につかへたる功臣の後にて、はやくより、その家繁昌し、大連となりて、世に重んぜられき。

欽明天皇のころには、右の二大家、ならびに朝に立ちて、たがひに威勢を爭ひけるをりなりしに、たまゝ佛教のことにつき、各意見を異にし、遂にはげしく爭ふに至れり。

第三十代　敏達天皇の御代に、稻目の子馬子、大臣となり、父と同じく佛法を信じ、寺などたてたり。然るに、尾輿の子、大連守屋は、

また父の志をつぎ佛法をしりぞけて、馬子に敵し、其の爭ますくはげしくなりぬ。

第九課　聖德太子

聖德太子は、第三十一代　用明天皇の皇子にして、幼き時より、賢明におはしましき。皇子は深く佛法を信じ給ひて、馬子とともに、かねて佛をしりぞけし守屋を攻めほろぼし、大にこれをおこし給へり。

かくて、皇子は第三十三代　推古天皇の

聖德太子

時、立ちて太子となりたまひ、益、佛法をおこ

すことに力を盡し、多くの寺をたて、佛像などをつくりたまひき。大和の法隆寺・攝津の四天王寺の如きは、今にのこりて、有名なり。

法隆寺

太子は、また、冠位十二階をたて、憲法をさだめ、國史をえらび、學藝をひらきみちびきたまひしこと、少なからず。遠く使を支那につかはして、支那とのまじはりをも開きたまへり。これより支那との交通、おひおひ盛になり、彼の國の學問・制度・技藝などを傳へたり。

太子は、御位につき給ふに及ばず、御年四十九にて薨じ給ひき。

第十課　天智天皇

合資會社 博文館

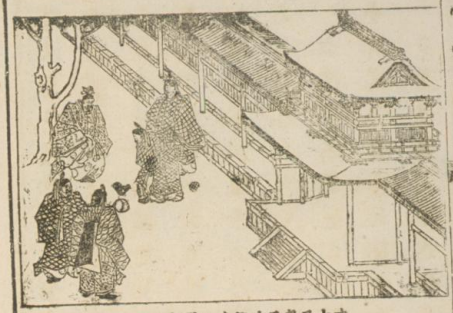

中大兄皇子法興寺に蹴鞠し給ふ

第三十八代　天智天皇は、中興の祖とあがめ奉る明君なり。

天皇、未、御位に即き給はずして、中大兄と申しゝころ、蘇我馬子の子蝦夷といふもの、父につぎて大臣となり、その子入鹿とともに、無禮わがまゝをきはめたり。

こゝに、中臣鎌足といふ人、蘇我氏の、わがまゝなるをいかりて、之をほろぼさんと思ひ居けるが、皇子の、なみ〳〵ならぬ御器量あるをしり、ともに、はかりて、まづ、入鹿を誅し、つぎて、蝦夷をもほろぼしたり。これ、第三十五代　皇極天皇の御代のことなり。

皇子は、第三十六代　孝極天皇の御代に

立ちて太子となり、鎌足とともに、天皇をたすけ奉り、大に政をあらため給へり。これ、即、大化の改新なり。大化は、我が國にて始めてたてられたる年號なり。

これまでは、大臣・大連をはじめとして、國造・縣主などに至るまで、たいてい、その職を子孫につたへ、土地・人民をしはいして、思ひ思ひの政治をほどこしゝかば、此の時、それらのものを、皆廢し、新にいろ〳〵の役所・役人を置き、役人には俸祿を與へ、又、人民には、一般に土地をわかちあたへ、死すれば、これを取りあぐることとし、土地の廣さ、戸數等に應じて、稻・絹・布等を租稅として上納せしむることとせり。

第三十七代　齊明天皇につぎて、太子御位にのぼりたまひ、天智天皇と申す。天皇御即位の後、ほどなく、鎌足やみて薨じぬ。鎌足は、ながき間、天皇をたすけ奉りたる

忠臣なり。病める時、天皇、そのいへに行幸ありて、大織冠の位をさづけ、藤原の姓をたまはりぬ。大和國塔峯なる談山神社はすなはち、此の鎌足をまつれるところなり。

談山神社

中臣鎌足

第十一課　三韓の叛服

神功皇后韓土征伐の後、役所を任那に置きて、之を支配せしめたまひき。しかるに、新羅、甚、校猾にして、無礼のふるまひ、いと多く、代々の　天皇、常に、この事に、御心を勞したまひ、しば〳〵御使、又は、將士をやりて、さまざまに、さとしつ責めつして、きかざるときは、征伐せしめたまひき。

欽明天皇の頃には、新羅、ます〳〵、勢を得、

我が國に、最、うやくしくつかへたる百濟を攻め、又、しきりに、任那をおかし、遂に、之をほろぼして、わが役所をも、うちてはしぬ。その後、數代の　天皇、任那の回復に御心をくだき給ひしかど、その事、遂に成らざりき。

齊明天皇の御代にいたり、新羅、唐の援をかりて、しきりに、百濟を攻めしかば、百濟、救を朝廷に請ひ奉れり。　天皇よりて、新羅を征せんとて、皇太子中大兄を隨へ、九州にいでましゝに、いくほどもなく、行宮に崩じたまひき。

天皇の崩ぜられし後、皇太子、兵をやりて、百濟を援けたまひけれども、百濟遂に亡び、後、數年をへて、高麗も唐に攻め取られぬ。是に於て、韓土は、全く、わが支配をはなれたり。

唐とは、かく韓國の事によりて、一たび兵を交へたれども、間もなく、其の仲なほり、親しく、往來交通するに至れり。

第十二課　文武天皇

天智天皇より、一代をへて、第四十代　天武天皇の御代となりぬ。この　天皇も、亦、すぐれ給へる君にして、大化以來の新政をとゝのへ、兵備を修め、帝都、及、諸國に學校を立て、史書を撰び給ふなど、善政、甚、多かりき。

天皇のつぎは、　持統天皇なり。

持統天皇につぎて、第四十二代　文武天皇立ち給ふ。この御代の大寶元年に、大寶律令成りぬ。令は、政治の本とすべきさだめにて、都の政府には、神祇官・太政官・八省などの役所を置き、國・郡には、國司・郡司を置き、役人には、祿を與へ、位を授け、人民は、大化の時のさだめの如く、一樣に、田地を受け、租稅を納め、徵兵に應ずべきこと等をさだめ、律は、罪人を罰すべき刑の種類、及、裁判のしかた等を定めたるものなり。この律令は、後に、少しの改正を加へたることあれども、其の大要

は、永く、後の世まで、行はれたり。

第四十三代　元明天皇、第四十四代　元正天皇は、共に、女帝におはします。元明天皇の御代に、太安麻呂、古事記を撰し、元正天皇の御代に、舍人親王、日本書紀を撰したまひき。

第十三課　和氣清麻呂

第四十三代　元明天皇より、七代七十餘年の間、大和國奈良に都せられたれば、この

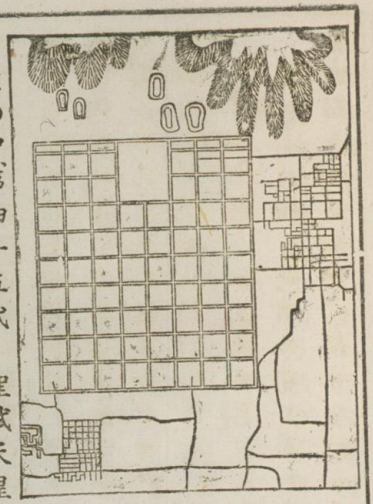

奈良舊都の圖

間を奈良の朝と稱す。佛教の、甚、盛なる御代なりき。

その中、第四十五代　聖武天皇は、ことに深く佛法を信じ給ひ、諸國に、國分寺をたて、

奈良の大佛

その總本寺として、奈良に東大寺をたて、又、有名なる奈良の大佛を造りたまへり。

天皇、かく佛法を信じ給ひしにより、僧侶は、次第に勢を得て、まゝ、行のよからぬものあるに至れり。

第四十八代　稱德天皇の御時、僧道鏡といふもの、天皇に寵せられて、いきほひ、甚、盛なりしかば、太宰の主神習宜阿曽麻呂、道鏡にへつらひ、宇佐八幡宮のおつげなりと詐り「御位を道鏡に譲づり給はゞ、天下太平ならん」と奏しけり。天皇、即、和氣清麻呂に命じて、更に、神の御教をこはしめ給ひぬ。

清麻呂の出で立つとき、道鏡、清麻呂をま

和氣清麻呂

護王神社

ねき、「汝清麻呂、われ、もし、大神のの たまふごとく、位に上りなば、汝を太政大臣となさん。もし、たがはゞ、罪に行はん」とぞ、おびやかしける。清麻呂は、宇佐にいたり、神敎をうけ、かへり來て、「我が國は、むかしより、君臣の分、さだまれり。道鏡、なにものなれば、あへて、天位をのぞむぞ。すみやかに誅すべし。」と、御つげありしよし、奏しければ、道鏡、大にいかりて、清麻呂を、大隅國に流せり。

されど、清麻呂の誠忠によりて、道鏡、つひに、志をはたし得ざりき。次のみかど　光仁天皇の御代に、道鏡を、下野國に流し、清麻呂を召しかへして、もとの官位を授け給ひき。

孝明天皇の御時、護王明神の神號を賜はり、明治の御代に至り、正一位を贈り給へり。

第十四課　桓武天皇

第五十代　桓武天皇の延暦十三年に、都を山城國にうつし、平安の京と名づけ給ひぬ。即、今の京都なり。これより、明治二年に至るまで、七十二代、一千餘年の間、ひきつゞきて、こゝに都し給へり。

これよりさき、東北地方の蝦夷、しばゝ、

桓武天皇の御肖像

そむきしが、此の御代に至りては、すゝみて、駿河國まで、攻め來れり、　天皇、乃、坂上田村麻呂に命じて、これを討たしめ給ふ。

田村麻呂、征夷大將軍となりしより、いかにもして、蝦夷どものあとをたち、永く、そのうれへなからしめんと、あまたの兵をひきゐて、之を攻め、殆、餘類なきに至らしめたり。これより、東北地方、おだやかになりぬ。

田村麻呂は、武勇まれなる大將にて、身のたけ、五尺八寸、眼のするどきこと、はやぶさの如く、鬚のたくましきこと、金線をうゑたるが如し。怒るときは、たけき獸も、おそれ伏し、笑ふときは、小兒も、なれしたしむ。部下の

坂上田村麻呂

兵士等、みな、其の恩威に服し、おのれの身をわすれて、力をつくしたりといふ。

第十五課　最澄、及、空海

佛教は、奈良の朝に、隆盛を極めしが、桓武天皇の頃に、最澄、及、空海といふ二名僧出でしより、一層、廣く、世に行はるゝに至れり。

最澄は、桓武天皇の延暦年中、比叡山に、延暦寺を建て、後、唐に留學し、歸朝の後、天台宗をひろめたり。のちに、傳教大師とおくり

空海　最澄

名せられき。

空海は、名高き弘法大師なり。學問博く、よろづのわざに達し、書畫・詩文にたくみなるのみならず、醫藥・測量・彫刻等の術にくはしかりき。嘗、最澄と同年に入唐し、眞言宗を學びて

歸り、第五十一代　嵯峨天皇の御代に、紀伊の高野山に、金剛峰寺を建てたり。

これより先、奈良の朝に、僧行基といふ者、始めて、神佛同體の說をとなへしが、最澄・空海は、益、其の說をひろめ、我が國人の敬神の心をうつして、佛に向はしめしかば、これより佛教は、益、深く人心に入るに至りぬ。

第十六課　藤原氏の攝政關白

桓武天皇より數代をへて、第五十五代文德天皇の御代となる。この　天皇は、左大臣藤原冬嗣の女の御腹なりければ、藤原氏の勢、これより、漸、盛になりぬ、

はじめ、藤原不比等、父鎌足の大功をたてし後をうけ、持統天皇以下の四天皇につかへ、大寶律令の撰定にあづかりて、功あり。また、皇室の外戚となりて、おひ〳〵、勢を得、遂に傳へて、冬嗣に至れり。冬嗣は、不比等四世の孫なり。

文德天皇の御代に、冬嗣の子良房、人臣を以て、始めて、太政大臣に任ぜられ、その女は、また、皇后となりて、清和天皇を生み奉れり。

清和天皇は、御年、僅に、九歳にして、立ち給ひければ、良房、外祖を以て、政を攝したり。これ、人臣の攝政のはじめなり。これより、政治の權、次第に、藤原氏の手にうつり、朝廷の重職は、たいていその一門の占むるところとなり、第五十九代　宇多天皇の御代に、良房の養子基經、始めて、關白に任ぜられたり。

第十七課　菅原道眞

世に天滿宮、又は天神樣ととなへて、あがめまつる神は、菅原道眞なり。菅原氏ははじめて埴輪を造りし野見宿禰の後にて、數代このかた、學問を以て、朝廷につかへ奉れる家なり。道眞、幼き時よりかしこく、年、長ずるに及びて、學問ひろく、德高く、殊に政治の道に明なり。

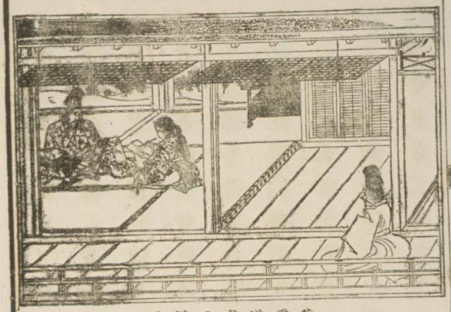

菅原道眞の幼時

宇多天皇道眞の器量を重んじ、參議に任じて、重く用る給へり。つぎのみかど醍醐天皇の御時、道眞、右大臣に任ぜられしが、基經の子左大臣藤原時平、これをねたみて、

天皇にざんげんせしにより、道眞は、つひに、太宰權帥におとされたり。

されど、道眞は、すこしも、君をうらみ奉る心なく、君をしたひ、親を思ひ、詩を作り、歌をよみなどして、月日をおくりたり。

よひの間は、親のそばに、すみぬらん、
こゝろつくしに、ありあけの月、

その誠忠のほど、なににかたとへん。かくて、五十九歳にして、其の處に歿ぜられぬ。世

菅原道真

の人、其の志をあはれと思はざるものなく、社を京都の北野にたてゝ、これをまつり、又、朝廷よりは、正一位、太政大臣を贈られたり。

第十八課　天慶の亂

第六十一代　朱雀天皇の御代に、平將門といふもの、むほんし、下總の相馬により、自新皇と稱せり。

この時、將門の友藤原純友、伊豫にあり、將門と約し、兵をおこして、これに應じたり。かく、東國に、南海に、一時に、事おこりしかば、人人のおどろき、いはんかたなし。

朝廷、藤原忠文に命じて、まづ、將門をうたしむ。忠文、未、いたりつかざるに、將門の從兄平貞盛・田原藤太秀郷と兵を合せ、うちて、將

門を誅せしかば、忠文は、途よりかへりぬ。

純友は、いきほひ、一時、盛なりしが、將門の誅せられし後、いくほどもなく、源經基等、討ちて、之を誅したり。これを天慶の亂といふ。

この亂より、貞盛經基、軍功のほまれ高く、源平兩氏の武名、やうやくあがれり。

第十九課　藤原道長

第六十二代　村上天皇、天慶大亂の後をうけて、御位にのぼり、御心を政治にそゝぎ

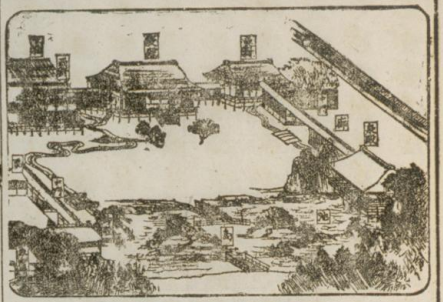

藤原時代の邸宅

たまひけるが、此の頃より、藤原氏のわがまゝ、益、甚しくなりて、その一族にあらざれば、高官にのぼることを得ず、その腹にあらざれば、皇太子にも立つことを得ざる有樣と

なりぬ。

藤原氏の攝政・關白・大臣等は、たいてい、おごりわがまゝを極めたるが、中にも、最甚しきは、道長なり。道長は、第六十六代　一條天皇より、　三條天皇をへて、　後一條天皇の御代に至るまで、三代、三十餘年の間、天下の大政をにぎり、四帝の后妃は、皆、その女にして、その身は、三帝の外祖となり、藤原氏の尊榮、前後にたぐひなかりき。道長、嘗、歌を詠じて曰はく、

この世をば、わが世とぞ思ふ。もち月の、
　　かけたる事も、なしと思へば、

と、その不足なきさまを想ふべし。

道長の、榮華をきはめし頃、紫式部・清少納言など、和歌・和文にたくみなる才女出でたり。紫式部は、ひろく和漢の學問に通じ、諸藝にも秀でたれども、自は、少しもほこる色なく、品行の正しきこと、當時、まれに見る所な

り。その著せる源氏物語は、和文の手本として、今もなほ、世にもてはやさる。この物語と並べ稱せらるゝは清少納言の枕草紙なり。清少納言は學問深く、靈後に御簾をかかげしことにて、才名頗高し。

第二十課　前九年の役

第六十八代　後一條天皇の御代に、平忠常、上總・下總に據りてむほんしけり。忠常、勢甚強かりしが、源經基の孫頼信、おほせをうけたまはり、直に討ちて、これを降したり。

忠常の亂後、二十年をへて、第七十代　後冷泉天皇の御代に、また安倍頼時、及、其の子貞任の亂あり。頼時は、陸奥の豪族にして衣川に據りて、威を振ひ、國守の力も、これを制することゝ能はざりき。よりて朝廷にては、頼信の子頼義を、陸奥守として、これを討たしめらる。

頼義の子義家は、幼名を八幡太郎といふ。

源義家の鎧

武勇たぐひなく、弓の名人なり。この時、年わかくして、軍に従へり。頼義義家とともに、兵をひきゐてすゝみしに、陸奥の人民、風をのぞみて、之にしたがひ、頼時も、亦、くだれり。

既にして、頼時またそむきければ、頼義せめてこれを誅しき。されど、頼時の子貞任のいきほひ、なほ強くして、官軍、しば〳〵利をうしなひしが、頼義いよ〳〵志をはげまし、出羽の豪族清原武則を味方につけ、ともに、貞任をうちて、之を誅したり。この戰、すべて、九年にわたりしを以て、前九年の役といふ。

小學國史巻一終

竹本りツ
竹本ふじ
竹本きりヨ
竹本市郎
竹本勝郎
竹本仁三郎
竹本四升

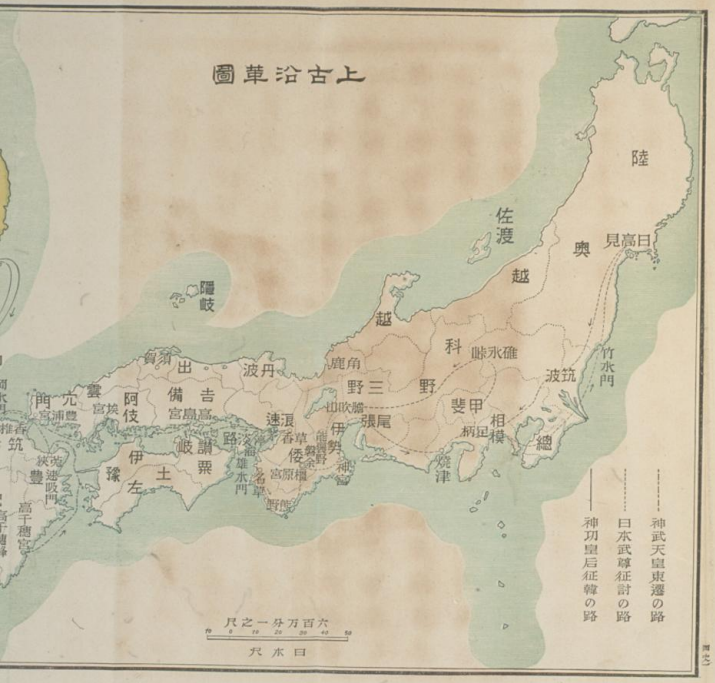

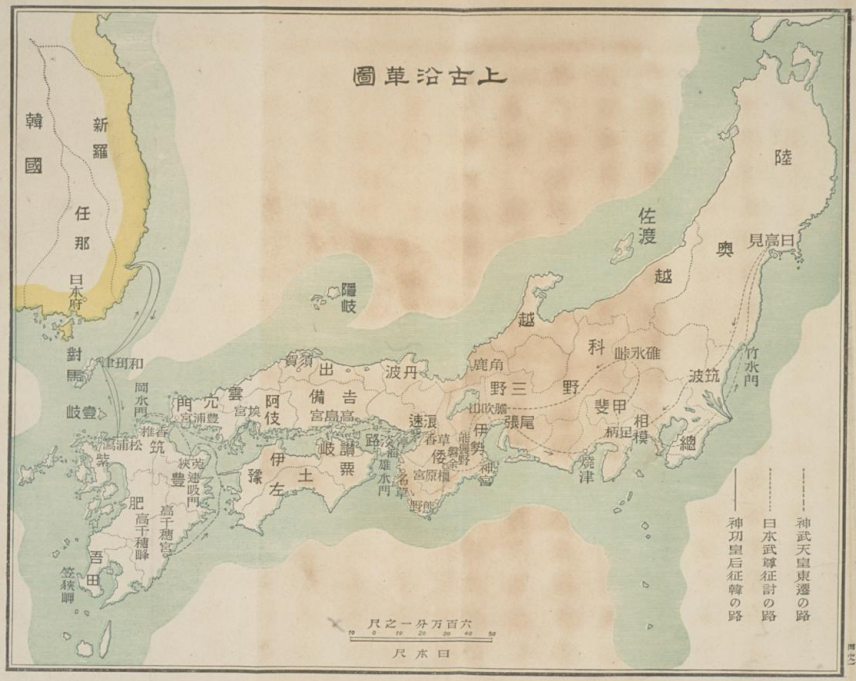
上古沿革圖
韓國
新羅
任那
日本府
對馬
壹岐
和珥
岡水門
筑紫
雄浦
松浦
唐津
肥
高千穂峰
吾田
笠狹岬
狹豐
菟道
敏門
高千穂宮
豐
宮浦
門
宮崎
筑紫
雲
宮崎
阿岐
伊豫
土佐
備
宮島
出雲
吉備
高
讃岐
粟
淡路
阿波
丹波
隱岐
紀伊
淡路
名草
日前宮
紀伊
熊野
速玉
浪速
香
草
倭
櫛原
宮
飛鳥
伊勢
龍
鈴鹿
山田
伊勢
神宮
角
鹿
吹
三
張
尾
野
越
佐渡
越
科
野
雄
峠
永
甲斐
相模
足柄
武蔵
筑波
陸奥
日高見
竹水門
六百万分一之尺
10 0 10 20 30 40 50
日本尺
神武天皇東遷の路
日本武尊征討の路
神功皇后征韓の路

明治三十四年一月十一日
文部省檢定濟

明治三十三年十一月廿三日印刷
仝三十三年十一月廿六日發行
仝三十三年十二月二十日訂正再版印刷
仝三十三年十二月廿四日訂正再版發行

國史異聞
定價
巻一 金壹拾錢
巻二 金壹拾錢
巻三 金壹拾錢
巻四 金壹拾錢

不許
復製

編者 東京市日本橋區吳服町壹番地
合資會社 普及舍編輯所

發行兼印刷者 東京市日本橋區吳服町壹番地
合資會社 普及舍

代表者 右社長 山田禎三郎

發兌元 東京市日本橋區吳服町壹番地
合資會社 普及舍